四　少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第三条に規定する少年院
五　少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第三条に規定する少年鑑別所
六～九　［略］
（調査事項等）
第六条　住宅・土地統計調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、次に掲げる事項を調査する。
［削る］

［削る］

一　世帯に関する事項
［イ～ニ　略］
二　家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項
［イ・ロ　略］
ハ　子の住んでいる場所
［ニ・ホ　略］
［削る］
［削る］
［削る］

四　少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）第一条に規定する少年院及び同法第十六条に規定する少年鑑別所
［新設］
五～八　［同上］
（調査事項等）
第六条　［同上］

一　住宅等に関する事項
イ　居住室の数及び広さ
ロ　所有関係に関する事項
ハ　敷地面積
ニ　敷地の所有関係に関する事項
二　住宅に関する事項
イ　構造
ロ　腐朽・破損の有無
ハ　階数
ニ　建て方
ホ　種類
ヘ　建物内総住宅数
ト　建築時期
チ　床面積
リ　建築面積
ヌ　家賃又は間代に関する事項
ル　設備に関する事項
ヲ　増改築及び改修工事に関する事項
ワ　世帯の存しない住宅の種別
三　［同上］
［イ～ニ　同上］
四　［同上］
［イ・ロ　同上］
ハ　東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による転居に関する事項
［ニ・ホ　同上］
ヘ　子に関する事項
五　住環境に関する事項
六　現住居以外の住宅及び土地に関する事項
イ　所有関係に関する事項
ロ　所在地
ハ　面積に関する事項
ニ　利用に関する事項